

巻頭言

「テレビ字幕のガイドライン見直し」 続き

理事長 新谷 友良

昨年10月の巻頭言でテレビ字幕などのガイドラインの見直しが始まったことをお知らせしましたが、見直し作業が終わり2月7日に「放送分野における情報アクセシビリティに関する指針」が発表されました。NHKと民放（県域局を除く）の地上波放送では、対象番組のすべてに字幕が付与されることになりました。

それ以外の大きな変更点は、対象となる放送時間が今までより1時間増えて6時から25時までのうち連続した19時間となったことです。どうして1日24時間すべてを字幕付与の対象にしないのか疑問になりますが、深夜の数時間の視聴は極端に少なく字幕付与の効果が少ない、というのが放送事業者の説明でした。ただ、大規模災害などが発生した場合は、この時間帯に関わらず、できる限り速やかに対応することとされています。

もう一つの大きな変更点は民放の県域局にも字幕付与の目標が定められ、対象の放送番組の80%以上に字幕付与とされたことです。この結果、東京MXやテレビ神奈川・テレビ埼玉などにも字幕付与目標が課されます。また、最近面白い番組が増えてきた民放系の衛星（BS）放送は「2027年度までに対象の放送番組の50%以上に字幕付与」とされました。

発表された指針には、依然として残された課題があります。例えば、「技術的に字幕を付すことができない放送番組」を対象外としていることがあり、これには国会中継や政見放送が含まれます。しかし、これらは国民の知る権利に関連しており、技術的理由で対象外とすることは納得できることではありません。政党や総務省もこの点に関しては認識を持っており、国会中継の問題では政党内で改善の話し合いが始まっています。また、平昌の冬季オリンピックでも痛感しましたが、映像への字幕の重なりは見ている人にとって大変なストレスです。画面表示の改善についても、今年度調査研究が始まる予定です。

このように、今回の指針見直しでは、省庁・事業者・利用者の間でいわゆる「建設的対話」がありました。できないことの言い訳に終始するのではなく、この点はこうすればできるという話し合いがありました。施策の実現は、それぞれの主張を明確にすることも重要ですが、自分たちにできることの重ねあいが何より重要であることを改めて痛感しました。